

学校保健安全法施行規則による出席停止の期間の基準

<p>【第一種の感染症】 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1) (H7N9)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症</p>	<p>治癒するまで。</p>
<p>【第二種の感染症】 次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。</p>	
<p>インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)</p>	<p>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで</p>
<p>百日咳</p>	<p>特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</p>
<p>麻疹</p>	<p>解熱した後三日を経過するまで。</p>
<p>流行性耳下腺炎</p>	<p>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</p>
<p>風疹</p>	<p>発疹が消失するまで。</p>
<p>水痘</p>	<p>すべての発疹が痂皮化するまで。</p>
<p>咽頭結膜熱</p>	<p>主要症状が消退した後二日を経過するまで。</p>
<p>結核</p>	<p>病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで</p>
<p>髄膜炎菌性髄膜炎</p>	<p>病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで</p>
<p>【第三種の感染症】 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症</p>	<p>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>